

準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

(2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

(3) 災害復旧事業の実施にあたっては、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが有効であり、改良復旧事業の活用推進のため、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。

(4) 防災・減災対策を着実に推進するため、令和2年度が期限となる緊急防災・減災事業債、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。

(5) 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講じること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講じること。

(6) 令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対して、地方が行う防災・減災対策の取組に必要な予算を確保するとともに、ハザードマップ作成やため池の診断及び監視・保全活動などに対する定額助成を継続すること。また、農業用ため池の管理及び保全に関する法

律に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう地方財政措置に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

#### 4 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- (1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

「住民が取るべき行動」と「行動を住民に促す情報」を関連付ける警戒レベルの導入について、住民が理解できるようわかりやすく伝え、さらには住民の行動にしっかりとつながるよう、国においてもあらゆる広報手段を活用して周知するなど取組を徹底すること。

- (2) 住民の主体的な避難を促すため、市町村が負担している指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、新型コロナウイルスのような猛威を振るう感染症の拡大時期に、大規模な自然災害によって自宅外への避難の必要が生じた場合でも、避難者が安全に過ごせるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を見直すとともに、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講じること。

併せて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援を検討すること。加えて避難所として市町村が確保する場合にホテル等に受け入れるべき避難者に対する考え方を明確に示すこと。

- (3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

## 5 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害では、多くの箇所では越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力で推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講じること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利水者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

## 6 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

## 7 持続可能なまちづくりに向けた住宅の耐震化を促す支援の拡充

住宅の耐震化促進、災害リスクの低い地域への居住誘導の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、耐震改修や現地建替に加え、非現地建替や除却のみのケースも対象とすること。

## 8 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存

施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の制度継続と対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、令和2年度から管渠の単純な改築に対する支援が順次廃止されるとともに、令和3年度以降は機能向上を伴う改築に対する支援の縮減という見通しが国から示されているが、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

## 9 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとよりその他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの策定等を行う取組に対し、さらなる支援を行うこと。

## 10 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体において2人操縦体制を構築するための財政支援を行うこと。

- (3) 災害時における支援物資の物流については、今年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図れるよう財政面等での支援の拡充等を行うこと。

## 11 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

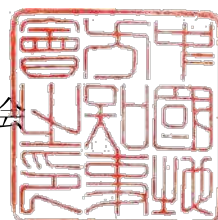
- (1) 「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害等における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。また、「復旧・復興技術支援職員確保システム」による災害復旧事業への支援制度が創設されたが、土木技師、農林技師等とともに、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

- (2) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

令和2年11月17日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

## 東京一極集中是正と人づくりの推進に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決や、人材への投資による人づくりを進め、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、第1期の検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。

こうした状況を踏まえ、第2期総合戦略では、「関係人口」の創出・拡大といった新たな取組を盛り込み、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を堅持して、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進に取り組むこととしており、7月の人口移動報告で明らかとなった東京圏から地方への転出超過を契機として、地方への移住・定着を一気に進めていくべきである。

また、人づくりを進める上では、特に、乳幼児期における教育・保育の質的向上と量的拡大や、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要があるとともに、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を發揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

こうした状況に加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、国内はもとより世界的な需要減退によって、売上・販売が落ち込み、これに連鎖して生産が落ち込むなど、世界経済は戦後最大とも言うべき危機に直面している。

また、国内においては、政治・経済・文化・観光・スポーツなどの中核施設が過度に集積する東京一極集中の脆さが、新型コロナウイルス感染症拡大に際し、浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。この国難とも言える状況を打破するためには、より一層東京一極集中の是正や人づくりの推進を図っていく必要があり、中国地方知事会は、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。

については、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

## 1 過度な東京一極集中を是正するために

### (1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なKPIを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講じるとともに、

- ・ 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・ 地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・ 東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・ 企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・ 東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・ そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

### (2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めるこ



と。

- ・企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

### (3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。
- ・副業・兼業により地域貢献等を望む都市部人材の地方への還流を拡大するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理等の制度整備にも努めること。
- ・「新たな日常」に適応できる働き方・ライフスタイルとして、適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築につなげるため、場所や時間にとらわれないテレワークやワーケーションなどの働き方を推進し、企業経営者や労働者に対する機運の醸成に取り組むことで地方移住等を伴う遠隔勤務につなげること。

### (4) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から20年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。

- ・制度的な課題として、「従うべき基準」が依然として存在していることに加え、補助金交付の前提として計画策定を求められたり、地方との事前の十分な調整がないまま、努力義務等の形で新たな義務付け・枠付けが設けられる場合があることや、法令の過剰・過密により地方の自主的な判断が抑制されている状況などを踏まえ、「従うべき基準」の撤廃や法律と条例の効力の関係（立法における分権）など自治立法のあり方について、多様な論点から議論を行うとともに、自治立法権の拡充・強化に向けた取組を進めること。
- ・国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置し、立法プロセスにおける地方の意見を反映する仕組みを構築すること。
- ・国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

#### （５）全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを悉皆で把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、「転入届」「転出届」等に、「移動理由」や「UI ターンの状況」等の調査項目を追加できるように「住民基本台帳法」を改正し、全国統一的な調査の実施をすること。

## 2 地方創生の取組を推進するために

### （１）デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適に、豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビ

ビジネスの創出が推進されるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。

- ・デジタル技術等に精通した人材やデジタル技術を活用してイノベーションを創出できる人材等の育成、また、誰もが不安なくデジタル技術を活用できるようにするリテラシー教育を重要政策に位置づけること。
- ・EdTechコンテンツやSTEAM学習等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、AIやプログラミングなどについて「専門性の民主化」を進め、バックグラウンドに関わらず多様な人材が専門知識を入手するハードルを下げるなど、人材育成の環境整備を促進すること。また、地方での確保が難しいマネジメント層等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。
- ・光ファイバ網の未整備地域の早期解消に加え、「新しい生活様式」の対応に向けた既設の光ファイバ設備の増強への財政的支援、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5Gの早期整備を促進すること。さらに、整備のみならず、公設光ファイバ網や地上デジタル放送の共聴施設等の維持管理・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。
- ・光ファイバなどのブロードバンド及び5Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図ること。
- ・IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、Society5.0時代に向けたサイバーセキュリティの確保に努めること。

## (2) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持に向け必要な支援を実施すること。また、感染症の拡大が収束した段階においては、インバウンド需要の回復に向けて、着陸料やグランドハンドリング費用等への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。
- ・地方空港における国際定期路線の運航再開や、地方の港湾における国際クルーズ客船の受入再開等に必要となる水際対策に係る検査体制整備について国の責任において実施すること。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMOを含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行って

いくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

### (3) 暖冬による観光産業への支援

近年の記録的な暖冬による雪不足により、スキー場及び関連観光産業は大きな影響を受けており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後のスキー場離れも懸念されることから、暖冬等の気象要因に関わらず、年間を通じたスキー場等への観光誘客につなげるための地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、令和3年3月31日で終了する予定の、索道事業を営むスキー場でのゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を延長すること。

### (4) 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成12年に施行されてからこの間、国では、指定要件の緩和、過疎債のソフト事業への充当、ハード事業の対象拡大、ソフト事業の発行限度額の拡大、課税免除措置の拡充など、過疎地域の実情に沿った対策が実施されてきた。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を背景として、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供などの重要な役割を担っており、今後、国全体が本格的な人口減少社会を迎える中であっても、将来に引き継いでいく必要がある。

現行法が令和2年度末に期限を迎えることから、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、地域ならではの価値を活かす視点を取り入れた新たな法を制定し、引き続き総合的な対策を講じること。なお、制定にあたっては、指標を地域の実情に即したものとするなどにより、現行法で指定されている過疎地域（全域過疎地域、一部過疎地域、みなし過疎地域）は、継続して指定対象となるよう要件を設定すること。

### 3 人づくりを推進するために

#### (1) 地方の教育の魅力向上・充実

##### ① 乳幼児教育段階

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることを踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じるとともに、更なる処遇改善を実施すること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

##### ② 初等中等教育段階

次代を担うすべての子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、

- ・生活困窮家庭やひとり親の子供に対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

#### (2) デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、高等学校等の生徒1人1台端末の整備についても補助の対象とすること。

#### (3) 女性活躍推進のための男性育休取得促進について

女性の活躍には、男性の育児・家事参画が欠かせないが、2018年度の男性の育児休業取得率は6.16%に留まっており、2020年度の目標値である13%の半分にも及んでいない。

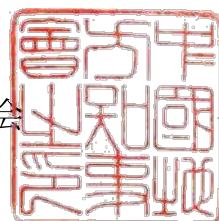
よって、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる男性の育児休業取得率30%（2025年）の目

標達成に向け、

- ・ 男性の育児休業の分割取得制度の導入、育児休業給付金に係る手続の改善等、男性従業員が育児休業を取得しやすい制度の整備を図ること。
- ・ 両立支援等助成金（出生時両立支援コース）の要件緩和等による企業の実践支援の充実、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
- ・ 誰もが仕事と暮らしを両立できる環境整備が図られ、多様な人材が活躍できるよう、社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

令和2年11月17日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

## 地方税財源の充実について

令和2年度の地方財政計画においては、地方税が増収となる中で、地方交付税総額は、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度を0.4兆円上回る16.6兆円が、地方一般財源総額は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図り、前年度に比べて0.1兆円減となったものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方全体として基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、地方の財源を圧縮すべきとするような議論があるが全く不適當である。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化につなげるため、地方財政についても国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組むこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

こうした状況に加え、新型コロナウイルスの影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念される。地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、新型コロナウイルスの次なる波に備えた医療体制の充実や地域経済の回復に向けた中長期的な対策を進めるとともに、地域の活性化、雇用の確保、介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

## 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の拡充

- (1) 新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時期を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要があることを踏まえ、地方の取組を強力に支援するため、今年度においては、予備費の充当も含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰り越し手続きの簡素化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- (2) 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、地方が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要となる財源について積極的に措置すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収をはじめ歳入全体はかつてない大幅な減収となる恐れがあるため、地方消費税などの税目やその他の歳入について、減収補填債の対象とするなどの特例措置を設けること。
- (4) 令和3年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、新型コロナウイルス感染症の影響を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- (5) 新型コロナウイルスの感染者数の多寡にかかわらず、地域経済に甚大な影響が生じていることから、地方部の自治体においても、地域経済の回復等の対策を着実に講じることができるよう、適切な地方交付税の算定を行うこと。

## 2 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創生はないということを踏まえ、新型コロナウイルスの